

## 産業保健 Q &amp; A (健康診断関連)

kenr	質問	回答例
1	<p>・「有所見者」の定義を教えてください。</p>	<p>・労働安全衛生法第66条の4においては、「健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者」という規定があるのみで、こういった基準で「有所見者」に該当するかについては、法令上示されていません。</p> <p>・一般的には健診機関が定めた基準に基づき判定された結果により、意見聴取の対象者を決定しているケースが多いのではないかと思います。</p> <p><b>【参考】</b>昔、山口産保で実施された調査では以下のようになっています。  <a href="https://www.yamaguchis.johas.go.jp/cyousakenkyu/h24/24y-chousakenkyuu.pdf">https://www.yamaguchis.johas.go.jp/cyousakenkyu/h24/24y-chousakenkyuu.pdf</a></p> <p>・有所見判定は、「検査機関の判定基準に沿って行っている」が51%で、「独自に判定している」が20%でした。</p> <p>・有所見判定に関わっていないという産業医も26%いました。</p> <p>・有所見の判定は、ほとんどの産業医が「要治療」や「要精密検査」を含めていましたが、「要再検査」や「要経過観察」は含めないという産業医も多い(それぞれ153人51%、206人72%)</p> <p>・・・という結果でした。</p>
2	<p>・他職場からの「応援」で、週2回3か月間(合計24日)有機溶剤業務を行う場合、有機溶剤健康診断が必要ですか？</p>	<p>・3ヶ月間の「応援」であれば有機溶剤健康診断は不要、但し「応援」であっても配置前健診をしておくことが望ましい。</p> <p>・もし「配置替え」であれば配置前健康診断が必要ですのでご注意ください。なお有機溶剤業務への従事期間が3ヶ月間ですので6ヶ月後の定期健診は不要です。</p>
3	<p>・研究業務の為、1日使用しても30分未満、使用量もピーカーに半分量等少ない上に毎日連続しての作業でもありません。このような使用状況でも健診対象となるのでしょうか？</p>	<p>・特殊健康診断の対象は「常時」作業を行う労働者等となっています。「常時」とは「臨時以外」ということになりますが、具体的な判断は非常に難しいです。対象者として「使用量」から判断することは難しいため、使用物質別に、取扱量(何グラム程度)、取扱時間(1回何分程度)、取扱頻度(何日に1回程度)等を整理して所轄労働基準監督署に相談された方がよいと考えます。</p>

kenr	質問	回答例
4	<p>・使用している有機溶剤、特定化学物質は、量は少なく、主に実験室のドラフト内で使用されています。個人ごとに使用するものが違い、特殊健診内容も異なりますが、同じエリアで使用されているものの影響はあるのでしょうか？</p>	<p>・左記条件でしたら、同じエリアで使用しているものの影響はまず無いと考えられます。</p>
5	<p>・トルエン、キシレン、1-1-1-トリクロルエタン、N,N-ジメチルホルムアミド、ノルマルヘキサンを扱っている事業場の健康診断を行うときの注意事項を教えてください。</p>	<p>・その5物質は有機溶剤健診の共通検査に加えて尿中代謝物の検査が必要です。          ・尿中代謝物濃度は時間とともに低下していきますので、作業を行った週、日の後半で行うことが求められます。 その週・その日には扱っていない溶剤があれば、その溶剤に係る検査は、日を改めて行った方がよいです。</p>
6	<p>・巡回型健診で、日を決め特殊健診を行っています。有機溶剤を毎日使用しない現場の場合、有機溶剤の使用がない日に健診を受け代謝物を提出してもらうことになってしまいます。（代謝物の事後措置で、使用状況を確認すると、その日は使用していない等もあり）対象人数も多く、現場も様々なので、個々人に健診日を合わせることも難しい状況です。有益な健診にするために、工夫されている事例があれば教えてください。</p>	<p>・出来るだけ作業をした日の夕刻や週末の夕刻に健診をセットするよう努めている事業所もありますが、有機溶剤を使用していない日に健診を受けなければならない場合も出て来ます。          ・委託している健診機関が対応してくれるか要相談ですが、健診日に有機溶剤業務がなかった場合には、健診日以降の一定期間中に有機溶剤作業を行った日に検査容器に採尿したものを検査会社にお渡しするといった「後日提出」とする方法もあるようです。          ・その他、操業がウィークデーのみのような事業所では、できるだけ健診日を金曜日にセットするようです。</p>
7	<p>・受診前の飲み物について、お茶はカフェインが入っていることから控えたほうが良いと聞いたことがあります。1~2杯程度であれば問題ないでしょうか。</p>	<p>・1~2杯程度であっても検査結果への影響は否定できませんので、控えた方がいいと考えます。</p>
8	<p>・通達による有害光線の健康診断ではどんな検査が必要なのでしょうか？</p>	<p>・紫外線と赤外線による障害の有無を確認するための検査でsu視診検査と業務歴、既往歴の確認をします。          ・紫外線は主として角膜障害の確認ですので前眼部障害の有無、赤外線は網膜熱傷や白内障の確認をします。          ・また、紫外線も赤外線も皮膚障害の有無を確認します。</p>

kenr	質問	回答例
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二硫化炭素の特殊健康診断の検査項目に「眼底検査」があるが、何を診ればよいのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網膜微細動脈瘤、脳血管障害の有無を確認します。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高気圧業務健康診断の健康診断項目の聴力について検査方法を教えて下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧環境下による聴力障害は、中耳（鼓膜）による伝音性が主たる原因です。（一過性に内耳の血流障害による影響もあるようです）</li> <li>・伝音性聴力障害は、気導聴力検査、骨導聴力検査を同時に行うことで診断できます。（両方とも低下していれば感音性聴力障害）</li> <li>・健診としての聴力検査方法は、通常気導純音聴力検査で、周波数の記載はありませんが、広範囲の周波数（特に低音域を含めた）が望ましいように思います。</li> <li>・所見があれば、耳鼻科で精密検査を受けるということ流れかと思えます。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接作業従事者の健康診断受診申し込みがあった。じん肺と特化物健康診断を受けたいとのことだが、特化物の健康診断では何を対象に検査をすればよいのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接ヒュームの特化物健康診断はマンガンが対象物質になります。</li> <li>・パーキンソン症候群様症状の有無確認と握力検査が主な検査項目になります。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理物質を取り扱っていたことのある労働者が、有害業務のない業種の事業場に再就職してきた。</li> <li>・その労働者は健康管理手帳を交付されている。</li> <li>・その労働者を採用した事業場では過去従事者健康診断を継続して行って行かなければならないのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その労働者の方は健康管理手帳による健康診断を受けて頂ければそれでよく、その事業場で過去従事者健康診断を行う必要はありません。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロム酸の特殊健康診断項目である鼻中隔穿孔の検査方法を教えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻中隔穿孔の検査では、鼻粘膜に炎症や潰瘍が無いかを目視で確認します。</li> <li>・検査器具として鼻鏡を使用することもあります。</li> </ul>

kenr	質問	回答例
14	・酸を取り扱っている事業場で行う歯の健康診断で有所見者が出た場合も就業制限などの措置が必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般健康診断で有所見者が出た場合と特殊健康診断で有所見者が出た場合では、「重み」が随分違います。</li><li>・一般健康診断は所謂「生活習慣」など一般生活の中で出てくる病気ですが、酸を取り扱っている方の歯牙酸蝕症は、「事業場での仕事」が原因となる「職業性疾病」である可能性が高いため、事業場の責任のもと、原因をキッチリ究明してそれ以上に病状が進行しないように対策を行わなければなりません。</li><li>・対策の中には、換気等設備的な対策、防毒マスク等の作業管理面の対策、就業制限等の人的な対策などがあります。</li></ul>

## 産業保健Q &amp; A（健康診断関連） 2026年追記

No.	質問	回答例
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じん則の中に臨時作業、短時間作業、短期間作業の定義が記載されている。</li> <li>・その内容でじん肺健診対象「該当」、「非該当」の判断をしてもよいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じん障害防止規則で定義されている「臨時」、「期間が短い」、「時間が短い」に該当する場合、特定粉じん発生源への設備対策（局所排気装置など）やその他の粉じん発生源への設備対策（全体換気装置など）の設置義務が適用除外されるということであり、じん肺健診対象の「該当」、「非該当」を判断するものではありません。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型のハンドグラインダは「振動工具」だという認識をしておらず、特殊健康診断の対象にしていなくてもその考え方でよいでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラインダの場合、厚労省の通達では「研削といしの直径が150mmを超えるものに限る」となっていますので、法規上はその認識で間違っていないと思います。</li> <li>・砥石の直径が100mm程度のベビーサンダーでも振動加速度実効値の3軸合成値が許容基準を超えるものがありますので、「振動工具」として管理をすることが望ましい場合があると考えています。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機則に定められた特殊健康診断の中で、1-ブタノールとミネラルスピリットの尿中代謝物検査について教えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤の健康診断は「第1種有機溶剤」または「第2種有機溶剤」を使用して常時「有機溶剤業務」に従事する方々を対象に実施します。</li> <li>・タンク等の内部で常時「有機溶剤業務」に従事するような場合は第3種有機溶剤も特殊健康診断の対象になります。</li> <li>・1-ブタノールは第2種有機溶剤ですが尿中代謝物の検査対象に指定されていません。</li> <li>・ミネラルスピリットは第3種有機溶剤ですので、タンク等の内部で行うような作業でないようでしたら特殊健康診断の対象にはなっていません。タンク等の内部でミネラルスピリットを用いて常時有機溶剤業務に従事するというような場合は第3種有機溶剤であっても特殊健康診断の対象になりますが、尿中代謝物の検査対象には指定されていません。</li> </ul>